

令和4年第11回

駒ヶ根市農業委員会

総会会議録

令和4年11月25日

駒ヶ根市農業委員会総会

○ 会議の場所

駒ヶ根市役所本庁舎 2階 大会議室

○ 出席した委員 (17名)

1番 村上 英登	8番 赤羽 明人	15番 倉田 益式
2番 塩木 操	9番 西村 功	16番 吉瀬 久司
3番 堀 敏	10番 春日 知也	17番 中嶋 隆
4番 北澤 満	11番 代田 和美	18番 滝沢 久美子
5番 堺澤 務	12番 宮下 修	19番 氣賀澤 道雄
6番 田村 晴男	13番 木下 豊	
7番 森 武雄	14番 上田 佳子	

○ 会長が許可し出席した農地利用最適化推進委員 (5名)

20番 菅沼 佳彦	22番 大沼 昌弘	24番 小原 正隆
21番 白川 眞武	23番 宮澤 秀一	25番 米山 茂寿

○ 欠席した委員 (3名)

9番 西村 功	13番 木下 豊	20番 菅沼 佳彦
---------	----------	-----------

○ 事務局職員出席者

事務局長	野村 隆二
次 長	山本 孝浩
主 査	出口 大悟
主 査	小林かおる

○ 議事日程

日程第1 議事録署名人の指名について

日程第2 議案の上程及び提案説明・質疑・採決

議案第52号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について

議案第53号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第54号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第55号 農地法第5条の規定による許可申請について

駒ヶ根市農業委員会総会規則第 15 条の規定によりここに署名する。

会 長

議事録署名人 2 番 (塩木)

議事録署名人 3 番 (堀)

開 会 令和4年11月25日 午後3時00分

局 長 (野村 隆二君)

皆さん、こんにちは。

それでは定刻となりましたので、ただいまから令和4年第11回農業委員会
総会並びに協議会を開会させていただきたいと思ひます。

まず初めに氣賀澤会長より挨拶を申し上げます。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

改めまして、皆さん、こんにちは。(一同「こんにちは」)

師走も近くなりましたお忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございます。

また、先日16日には長野県の農業委員会大会に参加いただきましてありがとうございます。

その中で、参加された方々はいろいろと参加された中で思い等があったかと思ひますが、私個人としましては、やはり発表者の方々の話を聞いていますと、農地を守る、それから農業を維持していくという強い意志を非常に感じました。それと比べて私はどうなのかなという疑念も沸いてまいりまして、もう少し当事者意識を持ってやっていかなければならないのかなという思いをして帰ってまいりました。

皆さんも大会を通じまして思うところがあると思ひますので、またそれに従いまして活動していただければありがたいと思っております。

また、コロナ等の予防ということで参加されなかった委員の方もおられます。資料が配られておりますので、また帰って読んでいただきまして、どんな内容だったかというところを学んでいただければ大変ありがたいと思っております。

また、数時間ですが、今日も審議が順調に進みますように御協力をお願いいたします。

以上、挨拶とさせていただきます。

ありがとうございます。

局 長 (野村 隆二君)

それでは、続きまして会議前の一言と農業委員会憲章朗読、4番 北澤満委員、お願いいたします。

4 番 (北澤 満君)

私の一言ですけど、何を話そうかなあと思ひて悩んでいたんですけども、私の集落の中山という集落についてお話ししたいなと思っております。

中山集落は25軒でもって構成しているところでありましてけれども、そのうちの10軒が独り暮らしということで、その半分の5軒の方は施設に入っている

て、もう空き家になっているということで、実質は 15 軒で活動しておるとい
う状況であります。

台帳の耕作面積は 20ha の水田というふうになっておりますけれども、実際
は、昨年は水田が 3ha、ソバが 3.5ha というだけであります。ほかは、もう自
己保全管理より耕作放棄地のほうが多くなっているという集落であります。

その中で、話が出始めた水田活用の 5 年ルールがスタートしたとしたら、多
分スタートすると思うんですけども、5 年後 10 年後にうちの部落はどうなっ
てしまうのかなというようなことを危惧しておるところであります。地元の農
業委員と農事組合の理事とを兼ねている中で、うちの部落をどういう方向へ進
めたらいいかなあとということにずっと頭を悩ませているところであります。

また、私のうちの前に庚申塔が 6 本建っております。6 掛ける 6 で 360 年で
すね、360 年の長きにわたり栄えていたところでもありますので、何とか方向を
見だして維持できるような方向に進められればと思っております。本
当に今後どうなっていくのかと頭を悩ませるといのが実情であります。

私は限界集落から消滅集落に進んでいるということをよく気軽に口走るん
ですけれども、もう駒ヶ根市の中でも中山というのはそういう方向になってき
ちゃったというふうに感じております。中山というところを覚えておいていた
だければありがたいなと思います。

それでは、駒ヶ根市農業委員会憲章前文を読ませていただきますので、続け
て御唱和をお願いします。

〔駒ヶ根市農業委員会憲章前文朗読〕（一同起立）

〔駒ヶ根市農業委員会憲章唱和〕（一同着席）

会 長

（氣賀澤 道雄君）

これより令和 4 年 11 月 1 日付、告示第 11 号をもって招集した令和 4 年第
11 回駒ヶ根市農業委員会総会を開会いたします。

委員定数 19 名、ただいまの出席委員数 17 名、法第 27 条第 3 項の規定によ
り本会議は成立しております。

9 番 西村功委員、13 番 木下豊委員、20 番 菅沼佳彦推進委員より欠席
の旨の届出がありました。

お手元に配付してあります日程に従い会議を進行させていただきます。

日程第 1 議事録署名人の指名をいたします。

議事録署名人は、会議規則第 15 条第 2 項の規定により議長において 2 番
塩木操委員、3 番 堀敏委員を指名いたします。

日程第 2 議案の上程及び提案説明、質疑、採決を行います。

議案第 52 号 農地法第 5 条の規定による許可後の計画変更申請について

を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

主 査 (出口 大悟君)

それでは議案書1ページをお開きください。

農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について御説明し、御提案とさせていただきます。

1件でございます。

場所につきましては2ページ左側を御覧ください。計画変更一1で示した場所になります。

市場割区、 の東1筆17㎡になります。

1ページにお戻りください。

当初計画でございますが、住宅敷地。

変更理由でございますが、当初計画は住宅敷地としての利用を計画していたが、承継者より墓地用地として使用したい旨の申出があり応じることとした。承継計画は、昭和63年より墓地用地として使用しているが、農地法の許可を得ていないことから、今回手続を取り、引き続き墓地用として使用したというものでございます。

同日5条申請がございましたので、後ほど御説明いたします。

以上1件につきまして御審議のほどよろしくお願いいたします。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

この場所を木下委員と確認しまして、図のとおり現在は墓地として使用されておりますので、問題ないと判断しております。

以上です。

これより質疑、意見に入ります。

質問、御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (氣賀澤 道雄君)

それでは、議案第52号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (氣賀澤 道雄君)

御異議なしと認めます。よって、議案第52号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請については、これを原案どおり可決することに決定いたしました。

議案第53号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

主 査

提案理由の説明を求めます。

(出口 大悟君)

それでは議案書3ページをお開きください。

農地法第3条の規定による許可申請について御説明し、御提案とさせていただきます。

計4件でございます。

まず1件目でございますが、場所につきましては4ページ左側を御覧ください。

3-1で示した場所になります。

南割区、 の西3筆、計5,705㎡になります。

3ページにお戻りください。

契約内容でございますが、売買。

理由でございますが、譲受人は農業経営規模を拡大するため当地を取得したい、譲渡人は譲受人の要請に応じるというものでございます。

許可基準でございますが、法第3条第2項に適合してございます。

続きまして2件目でございますが、場所につきましては4ページ右側を御覧ください。

3-2で表示した場所になります。

中沢区、 の北1筆834㎡になります。

3ページにお戻りください。

契約内容でございますが、売買。

理由でございますが、譲受人は所有者からの依頼を受け当地を管理しているが、今後は自身で耕作するために取得したい、譲渡人は譲受人の要請に応じるというものでございます。

許可基準でございますが、法第3条第2項に適合してございます。

今回、面積の要件につきましては中沢区の下限面積である40aに達しておりませんが、面積要件の例外のうち位置等から見て自己所有の隣接農地と一体的に利用すべき農地等の所有権を取得する場合に該当すると判断いたしましたので、御承知おきください。

図面の中では、今回の申請地に隣接する東側が既に譲受人の方の管理している農地となりますので、よろしくお願いたします。

続きまして3件目でございますが、場所につきましては5ページ左側を御覧ください。

3-3で表示した場所になります。

中沢区、 の南1筆991㎡になります。

契約内容でございますが、売買。

理由でございますが、譲受人は農業経営規模を拡大するため当地を取得したい、譲渡人は譲受人の要請に応じるというものでございます。

許可基準でございますが、法第3条第2項に適合してございます。

続きまして4件目でございますが、場所につきましては5ページ右側を御覧ください。

3-4で表示した場所になります。

東伊那区、[REDACTED]の東1筆744㎡になります。

契約内容でございますが、売買。

理由でございますが、譲受人農業経営規模を拡大するため当地を取得したい、譲渡人は譲受人の要請に応じるというものでございます。

許可基準でございますが、法第3条第2項に適合してございます。

以上4件につきまして御審議のほどよろしくお願いいたします。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

それでは地元委員の補足説明をお願いいたします。

5 番 (堺澤 務君)

1番ですけれども、譲受人が北割1区ということで、南割まで少し距離があるので農地への移動ができるのかということと、コンバインを持っていないので刈取り等ができるかっていうことで、そこら辺を確認しましたところ、車に乗って運ぶことができるということで、刈取りについては既にコンバイン所有者に委託、お願いをしてあって許可を得ているということでありますので、特に問題はないと判断いたしました。

6 番 (田村 晴男君)

2番について御説明いたします。

譲渡人はここに書いてあるように[REDACTED]在住でございまして、圃場の管理が一切できないということで、毎年、シルバー人材にお願いをして草刈りをしたりしている状態でしたが、このたび譲受人のほうで買ってくださいということで、もともと1枚の田んぼを2枚に仕切ったような田んぼでありまして、これから先は一枚田として管理をしていけるということで、特に問題はなかったというふうに考えております。

以上です。

7 番 (森 武雄君)

3番であります。先月、北澤委員と、また本人立会いの下に現場を確認してまいりました。

本人はもともと農家ではありませんので農地は持っておりませんが、今年の8月には中沢[REDACTED]で田んぼを約39a、利用権設定をして麦栽培をしております。

今回は、自宅近くの畑を購入して野菜作りをしたいという意思がありまして、また譲渡人については高齢で農業はもうできない状態であるということがありまして、今回の売買となります。

許可に必要な条件が4つほどありますけれども、それも本人と会って全て確認をしました。ですので、この案件については妥当であるということで判断をいたしました。

以上です。

18番 (滝沢 久美子君)

4番です。

村上委員と現地を確認いたしました。

譲受人の■■■さんは地区の担い手でもありますし、譲渡人は地区外居住でもあり高齢でもありますので耕作できないということで、別に問題はないと思われれます。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

ありがとうございました。

それでは、これより質疑、意見に入ります。

質問、御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (氣賀澤 道雄君)

議案第53号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (氣賀澤 道雄君)

御異議なしと認めます。よって、議案第53号 農地法第3条の規定による許可申請については、これを原案どおり可決することに決定いたしました。

議案第54号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

主 査 (出口 大悟君)

それでは議案書6ページをお開きください。

農地法第4条の規定による許可申請について御説明し、御提案とさせていただきます。

1件でございます。

場所につきましては7ページの左側を御覧ください。

4-1で表示した場所になります。

小町屋区、■■■■■■■■■■の西1筆553㎡になります。

申請目的でございますが、住宅敷地。

理由でございますが、申請人は以前より住宅敷地として使用していたが、農地法の許可を得ていないことから、改めて農地法の手続きを取り、引き続き住宅敷地として使用したいというものでございます。

農振法等でございますが、準住居地域及び第2種低層住居専用地域となっております。農地区分につきましては3種の用途地域となります。

以上1件につきまして御審議のほどよろしくお願いいたします。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

地元委員の補足説明をお願いします。

10番 (春日 知也君)

11月6日に赤羽委員と現地確認をいたしました。

事務局より説明があったとおりでして、車庫とか倉庫などは農業用のものを置いていたようでして、農作業もするし住宅でも使っていたというようなことであったようです。

てんまつ書なども御本人から当委員会宛てに提出されておまして、結構御高齢の方なので、次世代に引き継ぐ前に権利関係の不都合があったところはきちっとしてから引き継ぎたいという御意向のようで、問題ないと判断いたしました。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

ありがとうございます。

これより質疑、意見に入ります。

質問、御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (氣賀澤 道雄君)

議案第54号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (氣賀澤 道雄君)

御異議なしと認めます。よって、議案第54号 農地法第4条の規定による許可申請については、これを原案どおり可決することに決定いたしました。

議案第55号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

主 査 (出口 大悟君)

それでは議案書8ページをお開きください。

農地法第5条の規定による許可申請について御説明し、御提案とさせていただきます。

計9件でございます。

まず1件目でございますが、場所につきましては10ページの左側を御覧ください。

5-1で表示した場所になります。

北割1区、[REDACTED]の南2筆、計6,871㎡になります。

8ページにお戻りください。

申請目的でございますが、駐車場用地。

理由でございますが、譲受人は[REDACTED]における[REDACTED]建設に伴い従業員用の駐車場を確保する必要があるため当地を取得したい、譲渡人は譲受人の要請に応じるというものでございます。

農振法等でございますが、令和4年10月26日、農振除外が認可となっております。

農地区分につきましては1種、土地改で、不許可の例外として施設拡張で見えております。

続きまして2番となりますが、場所につきましては10ページ右側を御覧ください。

5-2で表示した場所になります。

北割1区、[REDACTED]の東1筆703㎡になります。

8ページにお戻りください。

申請目的でございますが、一般住宅。

理由でございますが、借受人は現在借家住まいであるが、将来的な両親の介護も視野に入れ実家の近隣に住宅を新築するため当地を使用したい、貸付人は借受人である息子夫婦の要請に応じるというものでございます。

農振法等でございますが、令和4年10月26日、農振除外が認可となっております。

農地区分につきましては3種、上下水道管理設、近くに[REDACTED]、[REDACTED]ありということでございます。

続きまして3番となりますが、場所につきましては11ページの左側を御覧ください。

5-3で表示した場所になります。

中割区、[REDACTED]の西1筆2,900㎡になります。

8ページにお戻りください。

申請目的でございますが、研修施設及び一般住宅。

理由でございますが、譲受人は現在上伊那地域において経営コンサル事業を営んでいるが、新たな研修施設が必要となり、併せて自身の住宅を新築するため当地を取得したい、譲渡人は老後の生活資金に充てたいと考え譲受人の要請に応じるというものでございます。

農振法等でございしますが、令和4年10月26日、農振除外が認可となっております。

農地区分につきましては1種、土地改で、不許可の例外として集落接続で見えております。

続きまして4番となりますが、場所につきましては11ページ右側を御覧ください。

5-4で表示した場所になります。

中割区、[REDACTED]の西1筆445㎡になります。

8ページにお戻りください。

申請目的でございしますが、資材置場。

理由でございしますが、譲受人は現在使用している資材置場が手狭になったことから敷地を拡張するため当地を取得したい、譲渡人は譲受人の要請に応じるというものでございします。

農振法等でございしますが、令和4年10月26日、農振除外が認可となっております。

農地区分につきましては1種、土地改で、不許可の例外として施設拡張で見えております。

続きまして5件目でございしますが、場所につきましては12ページの左側を御覧ください。

5-5で表示した場所になります。

小町屋区、[REDACTED]の南1筆2,229㎡になります。

8ページにお戻りください。

申請目的でございしますが、特定建築条件付土地が6区画。

理由でございしますが、譲受人は不動産業を営んでおり、申請地周辺は住宅用に適した環境であると考え特定建築条件付土地として販売するため当地を取得したい、譲渡人は譲受人の要請に応じるというものでございします。

農振法等でございしますが、農業振興地域内の農用地区域外となっております。農地区分につきましては3種、上下水道管理設、近くに[REDACTED]、[REDACTED]ありということでございします。

続きまして6件目でございしますが、場所につきましては12ページの右側を御覧ください。

5-6で表示した場所になります。

先ほど計画変更で御説明させていただいたものになります。

市場割区、[REDACTED]の東1筆17㎡になります。

8ページにお戻りください。

申請目的でございしますが、墓地用地。

理由でございますが、譲受人は昭和 63 年より墓地用地として使用しているが、農地法の許可を得ていないことから、今回手続を取り、引き続き墓地用地として使用したい、譲渡人は譲受人の要請に応じるというものでございます。

農振法等でございますが、第 1 種低層住居専用地域となっております、農地区分につきましては 3 種の用途地域となります。

9 ページを御覧ください。

続きまして 7 件目でございますが、場所につきましては 13 ページの左側を御覧ください。

5-7 で表示した場所になります。

町 2 区、 の南 4 筆、計 859 m²になります。

9 ページにお戻りください。

申請目的でございますが、建売住宅が 3 棟。

理由でございますが、譲受人は建設業を営んでおり、新規住宅の需要があると考え建売住宅の建築及び販売のため当地を取得したい、譲渡人は生活資金捻出等のため譲受人の要請に応じるというものでございます。

農振法等でございますが、令和 4 年 10 月 26 日、農振除外が認可となっております。

農地区分につきましては 3 種、上下水道管理設、近くに 、
 ありということでございます。

続きまして 8 件目でございますが、場所につきましては 13 ページの右側を御覧ください。

5-8 で表示した場所になります。

町 2 区、 の東 1 筆 310 m²になります。

9 ページにお戻りください。

申請目的でございますが、住宅敷地。

理由でございますが、譲受人は家庭菜園の利用を計画したが自宅の敷地内では敷地の確保が困難なため当地を取得したい、譲渡人は農業を縮小したいので譲受人の要請に応じるというものでございます。

農振法等でございますが、令和 4 年 10 月 26 日、農振除外が認可となっております。

農地区分につきましては 2 種、消極的 2 種農地となりまして、不許可の例外として非代替性で見えております。

続きまして 9 件目でございますが、場所につきましては 14 ページの左側を御覧ください。

5-9 で示した場所になります。

東伊那区、 の東 3 筆、計 407 m²になります。

9ページにお戻りください。

申請目的でございますが、農業用施設用地。

理由でございますが、譲受人は昭和42年頃より農業用施設用地として使用しているが、農地法の許可を受けていないことから、今回手続を取り、引き続き使用したい、譲渡人は農地の維持管理が困難なため譲受人の要請に応じるというものでございます。

農振法等でございますが、[]以外の2筆につきましては農業振興地域内の農用地区域内となっておりますが、農用地利用計画に指定された用途に使用する場合は農用地区域内でも転用できるというものになっておりまして、令和4年11月7日付で農用地利用計画を農用地としての利用から農業用施設として利用に変更し、公告済みであります。

[]については農業振興地域内の農用地区域外となっておりますが、農地区分につきましては1種、10ha以上の一団の農地で、不許可の例外として農業用施設で見えております。

以上9件につきまして御審議をお願いいたします。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

それでは地元委員の補足説明をお願いします。

17番 (中嶋 隆君)

1番ですけど、[]が拡張するっていうことで、そちらの駐車場ということなんです。

実際の現地っていうのは大きい田んぼが数枚続くところで、ちょっともったいないなあっていうところではあります、[]が要るのであればもう太刀打ちできないなというようなことで、適当と判断しました。

それから2番ですけど、2番は、三方が住宅で、それからもう一方が道路というようなところにぽっかりある田んぼで、それで息子さんが自分の実家のすぐそばにうちを建てたいっていうことなんで、問題ないと思います。

以上です。

25番 (米山 茂寿君)

3番のほうですが、5日に私と堺澤さんとで現地のほうを確認しております。

それで、30人規模の研修センターを1棟建てたいと、それと、あとは社長のほうの住宅を兼ねて1軒建てるということなんです。

図面のほうを見てもらって、これは1枚の田んぼで、半分ちょっと残っているわけですが、同じように前でのほうは北側のほうから入って、水の関係のほうも北のほうから入れるということになっております。

続きまして4番のほうですが、資材置場ということで、[]の事務所の前で、今現在は駐車場になっております。それで、川のふくらみというか、白く

なった部分は資材置場となっております。その間に挟まれておる関係で資材を置きたいということで、特に問題等はないと思います。

以上です。

10番 (春日 知也君)

5番です。

13日に赤羽委員と現地確認いたしました。

小町屋区と中割区の一体どっちなんだろうというちょっと微妙な線です。米山委員からの依頼もありまして私どものほうで確認した次第です。

長らく耕作放棄地であったようでして、現在はちょっと荒れた状況です。

周辺は農用地域外になっておる上に3種地域で、御覧のとおり住宅、集落接続ということでして、問題なしという判断にいたしました。

たしか■■■■建つはずだと思うんですが、1筆は譲渡人のほうの関係で使われるというふう聞いております。

以上です。

会長 (氣賀澤 道雄君)

6番につきましては私のほうから説明します。

先ほど言いましたように、現在、住宅から農地に計画変更が出されまして、先ほど承認を受けました。そこを現在は墓地として使用しておりますので、問題ないと思います。

以上です。

11番 (代田 和美君)

まず7番ですが、ここはもう長年放棄地になっていて草がぼうぼうのようなところだったんですけど、このたび宅地として工事が始まるということなので、問題ないと思います。

続きまして8番ですが、この場所はもう既に■■■■さんが畑を借りて作られているということなので、特別問題ないと思います。

以上です。

18番 (滝沢 久美子君)

9番です。

村上委員と現地を確認しました。

ここにもありますように、もう何十年も前から譲受人の自宅に入るところに農業用の倉庫が建っています。

譲渡人は■■■■で、耕作とか、いろいろすることはできませんので、別に問題ないと思います。

会長 (氣賀澤 道雄君)

ありがとうございました。

これより質疑、意見に入ります。

質問、御意見ございましたらお願いいたします。

7 番 (森武 雄君)

8番ですけれども、■■■■さんが譲受人ということで、申請目的に住宅敷地とあるんですけど、■■■■さんはこれを売買で取得して、その後は畑を作るんですか、それとも住宅をここへ移して、その周りを畑として使ってということなんですか、どちらでしょうか。

11番 (代田 和美君)

畑のまんまお作りになるそうです。

手続上、宅地として取得するっていう規定がありますので、一応そういう関係で宅地になっているだけで、畑として作るということです。

7 番 (森 武雄君)

分かりました。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

ほかにございますか。

16番 (吉瀬 久司君)

5-2 についてお伺いしますけれども、これは分筆ってことなのかなあと思うんですけど、これは馬入れが確保されているかをちょっと確認させていただきたいと思います。

17番 (中嶋 隆君)

実際には東側からでも上からでも入れるというような土地なんで大丈夫です。

16番 (吉瀬 久司君)

分かりました。

ありがとうございました。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

ほかにございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (氣賀澤 道雄君)

では、議案第 55 号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (氣賀澤 道雄君)

御異議なしと認めます。よって、議案第 55 号 農地法第 5 条の規定による許可申請については、これを原案どおり可決することに決定いたしました。

以上をもちまして総会に付議された議題について審議が終了しました。

これにて令和4年第11回駒ヶ根市農業委員会総会を閉会いたします。
どうもありがとうございました。

閉 会 | 午後3時40分